

投稿論文

# 浦和監獄川越分監における教育処遇の変遷過程

—統計表分析による「知的障害者」顕在化の考察—

末 松 恵

The Change Process of Educational Treatment in “Urawakangoku Kawagoebunkan”  
— A Study of Mentally-Handicapped Persons Using Statistical Table Analysis —

Megumi Suematsu

本研究の目的は、明治大正期、浦和監獄川越分監における知的障害者に対する教育処遇の変遷について考察することである。研究の対象期間は、刑法改正後初めて18歳未満の受刑者が収容された1909年から、司法省直轄の川越少年刑務所となる1922年までと定め、同監編纂による統計書を中心に検討した。

本研究で明らかになったことは以下の二点である。1) 川越分監では、知的障害者の再入監に関わる課題が重視され、「教育の欠陥を補う」目的をもって、1914年「低能者特別教授」が開始された。しかしながら、「特別教授」は、開始から7年後の1920年には廃止されるという経過をたどった。2) 「低能者特別教授」に代わって取り組まれたのは、「社会に順応」していく為に必要な「身体鍛錬」「作業督励」「徳育訓練」であった。こうした方針転換の背景には、知的障害者の「鑑別」方法の進展に伴った知的障害者観の変化や特別学級を編成する上での困難などが存在した。

キーワード：低能者・中間者、少年監獄、介入処遇

## 1. はじめに

これまでわが国では「知的障害(者)」というカテゴリーが、どのように形成されてきたのだろうか。これは「知的障害」を被る人々の生に深く関与してきた者であれば一度は抱く素朴な問いであろう。近年、障害福祉分野では「障害者の範囲」の見直しがすすめられ<sup>1)</sup>、障害者を「人」と「社会」との接点から捉えていく方向が本流として確

認されつつある。その一方で、その「社会」とは歴史的な規定を免れえず、日本における社会事業・社会福祉の歴史をたどれば、「障害者」に対する呼称の変遷とともに、その範囲の変化や認識の変容をうかがい知ることができる<sup>2)</sup>。本研究は、「障害者」とりわけ「知的障害者」のカテゴリーが、いかなる社会的・歴史的な背景から形成されてきたのか、その問いを出発点とするものである。

## 2. 研究目的

本研究は、上述した問題関心にに基づき、明治後期から大正初期にかけて、非行・浮浪少年のなか

---

日本女子大学大学院社会福祉学専攻博士課程後期在学  
s\_megumil103@yahoo.co.jp  
2016年10月31日 受付  
2017年1月18日 受理

から「知的障害者」が識別されていく経緯に着目し、特別な施策の対象者として顕在化していく端緒と背景及び諸施策について明らかにすることを目的とする。具体的には、「浦和監獄川越分監」に焦点をあて、そこでの「低能者」「中間者」<sup>3)</sup>に対する処遇について取り上げる。

浦和監獄川越分監は、1902年、少年囚の成人囚からの分離を目的として設置された「特別幼年監」をその前身とし、「十四歳以上十八歳未満」の少年囚を収容した少年監獄である<sup>4)</sup>（矯正協会1984：236）。川越分監は、「我国特設幼年監の嚆矢」（矯正協会1978：902）であり、少年の分離施策と同時に「監獄改良の主眼とされていた少年教育」（同上43）を「幼年監の実験」（小河：1903：26）として試行したところにその特別な位置づけが見出される。また、いまひとつの特長として、「特別幼年監」時代から取り組まれ、その後少年監獄にも引き継がれた収容少年に対する「個性調査」<sup>5)</sup>を挙げることができる。犯罪防遏を掲げて取り組まれた一連の調査と統計編纂は、「後の科学主義的实践への導火線的な役割もはたした」（矯正協会1984：45）と評価されるとともに、「先進川越分監の個性調査小票」が、「川越方式」（児島1921:68）として他の少年監のモデルともなっていた経過が確認される。これらのことから、少年行刑の展開に於いて川越分監は特別な位置にあったことが看取される。

明治後期から大正初期にかけての社会情勢は、「一面経済的変動、多面社会問題の惹起と相俟って道義の頹廢を招来し（略）結果の一現象としてこじき、遊蕩及び浮浪児が激増し、特に少年放火犯が頻発」（生江1947：15）するといった状況にあって、浮浪・犯罪少年に対する社会的な対処が治安上無視できない課題となっていた。当時、川越分監統計書には常時300人前後の「在監者」数が記されており<sup>6)</sup>、増幅する少年犯罪者に対する

「身辺保護」が遂行されていた様子がみてとれる。またその一方で、分監内ではこれら収容少年の出獄後に向けた実業教育・作業習熟・規律訓練等が取り組まれており、「独立独行人たらしめ」（浦和監獄1913a：63）<sup>7)</sup>、「正業に就ける良民」（浦和監獄1915：123）と為すべく、「感化教導」していくことが分監関係者の要務とされていた。

他方で、1912年の川越分監統計書『少年受刑者の統計及処遇一斑』には、「低能者」「中間者」「精神低格者」（浦和監獄1913a：63）の人数が記されるとともに、「特殊の教育を要する児童」（同上）の存在について言及がなされている。そしてさらに、「低能児教育成績不良児の研究等一般に唱導せらるる機運に至れる」（同上）と記され、「今後教育を完美ならしむ」（同上）ことの重要性が明記されている。ここからは、知的障害者に対する組織的な介入処遇の着手が公にされ、「低能児」に関する「研究」と「教育」が分監関係者の課題として周知されたことを読みとることができる。

すなわち、20世紀初頭、少年による犯罪がもっとも深刻で緊急性の高い課題とされる中で、浮浪・非行少年群に混じって存在していた多くの知的障害者が「特別な処遇」の対象者として見出された。そこでは、彼らへのさまざまな施策が試行されるとともに、「低能者」に対する識別方法と適切な行刑方法が模索されていたのである。これらの施策の内容と経過を具体的に把握していくことが本研究の中心的な課題である。

非行・犯罪少年の「感化遷善」を掲げ、「保護」と「矯正」を目的とした少年監獄は、福祉実践の「源流」とも捉えられ、「低能者」「中間者」への認識形成とその背景を明らかにしていく作業は、現在につながる知的障害者福祉の特徴を理解し、今後の課題をさぐっていく契機ともなると考えられる。

### 3. 本研究の対象期間

本研究の対象期間は、刑法改正後初めて18歳未満の受刑者が収容された1909（明治42）年から、官制改正によって司法省直轄の川越少年刑務所となる1922（大正11）年までとする。この期間を研究対象とした理由は、分監関係者によって集中して収容者の「個性研究」が展開されたことに加えて、「知的障害者」の識別方法と処遇指針がさまざまに工夫され、「知的障害（者）」が、顕在化していく起点となった時期とみなせるからである。

### 4. 先行研究

浦和監獄川越分監における知的障害者処遇について取り上げた研究には、山田明（1985：1987：2009）による研究がある<sup>8)</sup>。山田は、「精神薄弱者保護の必要性が主張されるひとつの論拠が不良少年中の精神薄弱児の多さに求められたのは20世紀初頭以来の世界的趨勢」（山田2009：116）であったと述べて、感化矯正領域における知的障害者施策に関わる歴史研究の重要性を指摘している。さらに山田は、川越分監発行の統計書『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』を資料として用い、1914年の統計において初めて「精神薄弱者問題」（山田1987：119）が関係者によって指摘され、特別な教育方法の必要性が示唆されたことを明らかにしている。本報告では山田の知見をふまえて、「低能者」に関する記述がなされる時期についてさらに詳細に掘り下げるとともに、「低能者」への介入処遇がどのような背景の下で、どのような目的をもって実施されていったのかについて検討する。

他方で、障害児教育研究の領域では、山崎由可里が感化教育における障害児問題の顕在化に言及している（山崎1996:156 - 59）。山崎は精神医学研究者による「入所者調査」（1908年）、感化院

長会議における議論（『第一回感化院長協議会速記録』）、池田千年等の実践・論考等を考察し、「障害児に対する特別な教育の実施と矯正教育の達成の不整合性の問題」が障害児問題の顕在化の端緒となったと指摘している。山崎の論考は、感化院における教育理念・教育体制の構築過程の分析をもとに、知的障害児の存在が組織的に見出されていく経過を明らかにした点で非常に意義深い。本研究では、山崎の研究視点・研究方法を重要な手がかりとして、分析をすすめていく。

### 5. 研究の方法及び視点

本研究は文献・史資料に基づく歴史研究である。本研究は、浦和監獄川越分監で編纂された『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』を中心に考察する。具体的な方法・資料構成について述べる前に、本資料の概要について説明する。

『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』は、1912年に刊行され、以来1936年まで継続した年次統計が編まれている。統計編纂者に関する記載はないが、発行所は浦和監獄と明記されていることから、当時の典獄であった三浦貢（在任期1909～1913）・白井勇松（同1913～1921）の関わりが看取される。また、文章中の記述から、前身である「特別幼年監」時代に教育主任の職にあった、山本彌四郎の存在をうかがうことができる<sup>9)</sup>。

他方で、本資料が研究上の客観性を持ち得るかどうかについて検討しておく必要がある。田端は明治期における統計事業の展開をふまえて、「当時のわが国統計学は（略）国家の政治・行政上の目的をもった官庁統計が中心」（田端1985：3）であり、「行政上の指導監督に資する」（同上）という性格を有していたことを指摘している。すなわち、当時「感化遷善」を目的とし、「出監後の悔悛」と再入監率の「成績」が問われた監獄事業にあっては、報告・分析に際して、「国家」を意識

した操作が含まれる可能性は排除できず、資料としての客観性は不十分であると言わざるを得ない。従って本資料は「ある一定の傾向や特徴」を示唆しうるにすぎないという限界を自覚しつつ論じるものである。

以上の検討をふまえ、本研究は、『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』を資料として用い、「低能者」に関連する項目及び記述がいつの時点で登場し、どのような対象認識の下に表記されていたのか、その推移と変化を整理する。

『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』は3部から構成されている。第1部は「少年受刑者ニ関スル統計」（以下、「受刑者ニ関スル統計」とする。）と題し、収容者情報と監内処遇・行刑成績に関する事柄が記されている。内容は、全8項目に整理され、1922年、川越分監が司法省直轄の川越少年刑務所となるまで、この様式が継続されている。第2部は題目を「少年受刑者ノ処遇ト研究」（以下「処遇ト研究」とする）とし、少年が犯罪に結びつく諸要因をさまざまな角度から把握することを目的とし、原因分析と処遇方法の検討をおこなったものである。第3部は「少年受刑者ニ関スル特殊研究」（以下、「特殊研究」とする）と題し、とくに処遇上重要と思われた事項を抽出して、実験や個別調査を含むさらに詳細な考察をくわえたものである。また、記述方法は、全体に共通して、1) 当該項目に関する年度ごとの特徴と傾向、調査の目的や必要性、2) 結果となる統計表の作成、3) 数値の分析・考察の順にまとめられている。統計表は年次集計とともに累年集計欄を設け、データを積み上げている。作業の蓄積とともに、年々、統計篇目は増大・枝分かれし、幾重もの要素を階層的に分類・構成した緻密かつ詳細な統計表へと「発展」している。

## 6. 倫理的配慮

本研究は、日本女子大学研究活動行動規範を遵守する。また、本研究は歴史的研究であるため、「低能者」「精神低格者」などの用語については当時使用されていた文献の表現をそのまま用いるが、引用ならびに記述にあたっては、研究目的から外れない範囲で使用することとする。なお、統計表題などを除いて、常用漢字を用いた新仮名づかいに改めた。

## 7. 研究結果

### (1) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』における項目の拡大と変化の特徴

『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』に設けられた目次・項目を1912年から1920年まで時系列に整理し、その消長を明らかにするなかで、分監関係者の研究関心がどのように推移したのかを概観した。資料の分析から以下のことが明らかになった（表1）。

まず、統計全体の項目変化についてみていく。第一部の「受刑者ニ関スル統計」では、「一、出入ニ関スル事項」、「二、動静賞罰並ニ検束」、「三、作業」、「四、衛生」、「五、教誨」、「六、教育」、「七、出獄後ノ保護」、「八、附出監者現況調」の8項目に変化はみられない。1914年にはそれぞれの項目に累計欄が設けられ、以来8年間にわたってデータが積み上げられている。

第二部の「処遇ト研究」は、少年が犯罪に結びつく諸要因を収容者の個性や家庭環境及び社会的な事象にかかわる要素を取り出して調べたものであるが、1912年に9項目からスタートし、1914年にはその数を16に増やしている。その後も目次は追加され、1917年の21項目をもって落ち着いている。このことから、概ねこの時期に、把握すべき調査項目が整理されたことがうかがえる。これに付随して、「処遇ト研究」に充てられた

ページ数は、1912年の16ページから、第9回報告では364ページに達し、各目次の下に作成された表は164個に及ぶ膨大・稠密なものとなっている。それは、毎年新しく付け加えられていった目次とその内容を構成する統計表および考察が翌年以降も引き続き作成されていったからであり、そのこと自体、分監関係者の累年データ構築へ向けた強い意志が働いていることが分かる。

他方で、第三部「特殊研究」に関しては、第9回報告まで継続されている項目は2つのみであり<sup>10)</sup>、毎年2～3種目の新しい研究対象を選定し、集中した考察・検討が行われている。ここからは、「特殊研究」という性質をうかがうことができる。

これらの変化から見られる特徴は何であろうか。一つには、関係者の問題意識が、個人と個人を取りまく家庭や境遇などを対象としたものから、土地柄や風俗習慣など社会的要因の探究へと広がっていることである。また、1917年以降は、飲酒・喫煙・性欲など、道徳や規範に関連した要素にも視点が向けられていることが看取できる。また、いまひとつの変化としては、「怠惰癖」・「浮浪癖」など、「勤労」「勤勉」に対置される概念に関わる項目が登場しているということである。すなわち、「怠惰」「浮浪」に象徴される、「非生産」という価値観が、犯罪に近接するものとして一定の認識がされたと考えられる。

## (2) 『受刑者ノ統計』における知的障害者に関する統計項目の出現と変遷

分監関係者の調査対象の範囲が拡大していく中で、知的障害者に対してはどのような関心が示され、統計書に反映されていったのであろうか。

知的障害者に関する最初の記述は、1912年「受刑者ニ関スル統計」の「六、教育ニ関スル事項」において見いだされ、「低能者」「中間者」「精神低格者」という呼称とともにそれぞれの人数が記

載されている。さらに、「今や低能児教育成績不良児の研究等一般に唱導せらるゝの機運に至れる」と記され、特殊教育事業の必要性が強調されている。

1920年までを概観するならば、知的障害者についての記述は、1912年以降毎年ふえており、第9回報告(1920年)では、21項目中9つの項目で何らかの記載がなされている。9つの項目とは、「受刑者ニ関スル統計」では、「六、教育ニ関スル事項」、「処遇ト研究」では、「二、罪質ト性質及犯由」、「三、精神状態ト犯罪」、「四、身体状態ト犯罪」、「五、既往症ト犯罪」、「九、教育ト犯罪」の5項目、「特殊研究」では、「少年受刑者ノ階級処遇実施状況一斑」、「五、浮浪癖ニ関スル研究」である。(※表1に要点を記入)大正7年には「五、怠惰癖ニ関スル研究」にも記述がある。

ここで注目すべきことは、「低能者」に関する研究が1914年から1917年まで4年連続して取り組まれており、まとまった報告書として「特殊研究」に収められていることである。すなわち大正前半期、知的障害者に対する行刑上の処遇方針の確立が問われ、集中した調査と検討がなされたことがここからうかがえる。またこのことは同時に、1917年頃には概ねその作業が終了し、一定の処遇方針が確立されたことを推察させるものでもある。

さらに表1からは、知的障害者について記述された項目の順位が上位に押し上げられていった経過が見てとれる。21項目に及ぶ項目の編纂は、その重要性にしたがって序列がつけられるのが妥当である。川越分監として最後の報告となった第9回報告に知的障害者に言及した6項目のすべてが上位9位までに入っているということは、知的障害者への「処遇研究」が幅広い要素から検討されるテーマであったことを示すと同時に、知的障害の犯罪との因果関係を分監関係者が強く意識し

浦和監獄川越分監における教育処遇の変遷過程

表1 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』における統計目次の変化

出版年	不詳	1913	1915 (大正四)	1916 (大正五)	1917 (大正六)
統計年度 タイトル	明治四十五年大正元年 (1912) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 浦和監獄	大正三年 (1914) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 明治四十二年少年受刑者拘禁開始以來出 監シタル者全部ニ対スル現況調査統計 浦和監獄	大正四年 (1915) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 明治四十二年少年受刑者拘禁開始以來出 監シタル者全部ニ対スル現況調査統計 浦和監獄	大正五年 (第五回) (1916) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 出監者現況調査 浦和監獄	
項目	明治四十五年大正元年中ニ於ケル統計及報告	第一、少年受刑者ニ関スル統計	第一、少年受刑者ニ関スル統計	第一、少年受刑者ニ関スル統計	第一、少年受刑者ニ関スル統計
	一、出入監ニ関スル事項 二、動静賞罰並ニ検束ニ関スル事項 三、作業ニ関スル事項 四、衛生ニ関スル事項 五、教諭ニ関スル事項 六、教育ニ関スル事項 七、出獄後ノ保護ニ関スル事項	一、出入ニ関スル事項 二、動静賞罰並ニ検束ニ関スル事項 三、作業ニ関スル事項 四、衛生ニ関スル事項 五、教諭ニ関スル事項 六、教育ニ関スル事項 七、出獄後ノ保護ニ関スル事項 附 明治四十二年以降出監者現況調	一、出入ニ関スル事項 二、動静賞罰並ニ検束ニ関スル事項 三、作業ニ関スル事項 四、衛生ニ関スル事項 五、教諭ニ関スル事項 六、教育ニ関スル事項 七、出獄後ノ保護ニ関スル事項 八、明治四十二年以降出監者現況調	一、出入ニ関スル事項 二、動静賞罰並ニ検束ニ関スル事項 三、作業ニ関スル事項 四、衛生ニ関スル事項 五、教諭ニ関スル事項 六、教育ニ関スル事項 七、出獄後ノ保護ニ関スル事項 八、明治四十二年以降出監者現況調	
	「出監者中再入者調査表」に、「低能者」「中間者」「精神低格者」の人数を記す。	教育規程を改定し、普通教授以外に「低能児」特別教授を行うことを定める。	「低能児科目時数」は体操科目が増。		
	附録 少年受刑者ノ処遇研究 (第一 沿革)	第二、少年受刑者ノ処遇研究 〔奮鈍・愚曲〕(性質)、「放火」(罪質)、「心神发育不完全」(起因)の関連に言及。	第二、少年受刑者ノ処遇研究 〔先天的奮鈍又ハ愚曲〕の遠因として「心神发育不完全」(犯罪)を位置づける。	第二、少年受刑者ノ処遇研究	
項目	第二 少年受刑者ノ犯因境遇 一、入監前ニ於ケル境遇、犯因、性質、罪質、調査 二、家庭トノ関係 三、出生トノ関係 四、生育トノ関係 五、保護者ノ生活状態 六、奉公問題 七、地方都會トノ関係 八、浮浪性ノ衝動状態 九、教育上ノ欠陥 「痴愚者」「中間者の学校在学中の状態から、低能児に関する特殊教育の必要を明記。	一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、心的状態ト犯罪 四、体的状態ト犯罪 五、境遇ト犯罪 六、犯罪系統 (新項目) 七、家庭ト犯罪 八、教育ト犯罪 九、犯罪前ノ行状ト犯罪 十、女子ト不良少年 (新項目) 十一、特殊ノ嗜好ト犯罪 十二、再犯ノ動機 十三、出監時ノ悔後ノ状態ト出獄後ノ行状 十四、出獄後ノ保護ト其成績一斑 十五、少年受刑者ト文身 (新項目) 十六、少年受刑者ト扁平足 (新項目)	一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、心的状態ト犯罪 四、体的状態ト犯罪 五、既往症ト犯罪 (新項目) 六、境遇ト犯罪 七、交友ト犯罪 (新項目) 八、風俗習慣ト犯罪 (新項目) 九、少年ノ上京ト犯罪 (新項目)を含む7項目を列挙。 十、犯罪系統 (新項目) 十一、犯罪ノ季節ト犯罪地 (新項目) 十二、家庭ト犯罪 十三、教育ト犯罪 十四、受刑者ノ行状ト犯罪 十五、女子ト少年犯罪者 十六、特殊ノ嗜好ト犯罪 十七、再犯ノ動機 十八、出監時悔後ノ状態ト出獄後ノ状況 十九、出獄後ノ保護ト其ノ成績 ⇒削除 ⇒削除	一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、心的状態ト犯罪 四、体的状態ト犯罪 五、既往症ト犯罪 六、境遇ト犯罪 七、交友ト犯罪 八、風俗習慣ト犯罪 九、少年ノ上京ト犯罪 十、犯罪系統 十一、犯罪ノ季節ト犯罪地 十二、家庭ト犯罪 十三、教育ト犯罪 十四、受刑者ノ行状ト犯罪 十五、女子ト少年犯罪者 十六、特殊ノ嗜好ト犯罪 十七、再犯ノ動機 十八、出監時悔後ノ状態ト出獄後ノ状況 十九、出獄後ノ保護ト其ノ成績 階級処遇における「低能者」への対応。監房は「低能者」を一箇所に「特置」しないことを明記。	
	第三 少年受刑者ノ処遇	第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究	第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究	第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究	
項目	一、処遇ノ方針 二、戒護検束 三、賞罰 四、作業 五、教育 六、教諭 七、衛生 八、出獄後ノ保護方針 九、出監時ノ取扱 第四 少年受刑者特別研究	一、低能者教育 (新項目) 二、少年受刑者ト宗教 (新項目) 低能者の「精神状態」の観察方法(自然的観察、低能児試験器、絵書・実物)とその「実験」結果について。	一、少年受刑者ト学科ノ好忌 (新項目) ⇒削除 二、低能者実験ノ一部 三、少年受刑者ノ階級処遇 (新項目) 「低能者精神状態特別調査要項」(61項目)を用いた14名の低能者の精神状態、異状に関する調査。	一、少年受刑者ノ階級処遇 二、少年受刑者ト宗教 (復活項目) 三、少年受刑者ノ宗教心理 (新項目) 四、少年受刑者ト学科ノ好忌 五、低能少年犯罪者ノ一斑 「低能少年犯罪者教育の方針」「訓育の標準」明記。	
	附録	附録	附録	附録	
	川越分監沿革小誌	川越分監沿革小誌	川越分監沿革小誌	川越分監沿革小誌	
	川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他	川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他	川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他	川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他	
ページ数	108	241	375	540	
制度・施策	・「低能児ノ取扱」(一〜九) ・「教授科目及時間配当」 ・「参考簿(様式)」「低能児観察表」(身体上の特徴・意心上の特徴)「教育上の特徴」 ・「低能児観察表」 ・「中間者及低能者原因調査表」	・4月「学級編成改正」—普通教授学級以外に低能児の爲め特別教授をおこなう(第一—少年受刑者に関する統計 六. 教育に関する事項) ・6月「教育及処遇規程ヲ改正」—甲乙丙三階級区分による築進法、第6条に「低能者」に関する規程を置く	・低能者精神状態特別調査要項(61項目) ・遺伝関係及ヒ経歴事項調査(生源地警察署、役場及学校ニ照会シテ調査セルモノ)		

※ 大正2年版『受刑者ノ統計』は現在までに発見されていないため表記していない。

※ 「低能者」に関する施策の要点を [ ] 枠内に記入した。

※ 出典：浦和監獄(1913 - 1921)を参考に筆者が作成

1918 (大正七)	1919 (大正八)	1920 (大正九)	1921 (大正十)
大正六年 (第六回) (1917) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 出監者現況調査 浦和監獄	大正七年 (第七回) (1918) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 出監者現況調査 浦和監獄	大正八年 (第八回) (1919) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 出監者現況調査 浦和監獄	大正九年 (第九回) (1920) 浦和監獄川越分監 少年受刑者ノ統計及処遇一斑 附 出監者現況調査 浦和監獄
第一、少年受刑者ニ関スル統計	第一、少年受刑者ニ関スル統計	第一、少年受刑者ニ関スル統計	第一、少年受刑者ニ関スル統計
一、出入二関スル事項 二、動静賞罰並検束二関スル事項 三、作業二関スル事項 四、衛生二関スル事項 五、教誨二関スル事項 六、教育二関スル事項 七、出獄後ノ保護二関スル事項 八、大正二年以降出監者ノ現況	一、出入二関スル事項 二、動静賞罰並検束二関スル事項 三、作業二関スル事項 四、衛生二関スル事項 五、教誨二関スル事項 六、教育二関スル事項 七、出獄後ノ保護二関スル事項 八、大正三年以降出監者ノ現況	一、出入二関スル事項 二、動静賞罰並検束二関スル事項 三、作業二関スル事項 四、衛生二関スル事項 五、教誨二関スル事項 六、教育二関スル事項 七、出獄後ノ保護二関スル事項 八、大正三年以降出監者ノ現況	一、出入二関スル事項 二、動静賞罰並検束二関スル事項 三、作業二関スル事項 四、衛生二関スル事項 五、教誨二関スル事項 六、教育二関スル事項 七、出獄後ノ保護二関スル事項 八、大正三年以降出監者ノ現況
	「低能者教授」の縮小を明記。		
第二、少年受刑者ノ処遇ト研究	第二、少年受刑者ノ処遇ト研究	第二、少年受刑者ノ処遇ト研究	第二、少年受刑者ノ処遇ト研究
一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、心的状態ト犯罪 四、体的状態ト犯罪 五、既往症ト犯罪 六、境遇ト犯罪 七、交友ト犯罪 八、風俗習慣ト犯罪 九、少年ノ上京ト犯罪 十、犯罪系統 一一、犯罪ノ季節ト犯罪地 一二、家庭ト犯罪 一三、少年犯罪者ト職業 (新項目) 一四、教育ト犯罪 一五、受刑前ノ行状ト犯罪 一六、女子ト少年犯罪者 一七、特殊ノ嗜好ト犯罪 一八、少年犯罪者ト飲酒及喫煙 (新項目) 一九、再犯ト動機 二〇、出監時悔後ノ状態ト出獄後ノ状況 二一、出獄後ノ保護ト其ノ成績	一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、精神状態ト犯罪 四、身体状態ト犯罪 五、既往症ト犯罪 六、犯罪系統 七、境遇ト犯罪 八、家庭ト犯罪 九、教育ト犯罪 一〇、交友ト犯罪 一一、風俗習慣ト犯罪 一二、少年ノ上京ト犯罪 一三、犯罪ノ季節ト犯罪地 一四、少年犯罪者ト職業 一五、受刑前ノ行状ト犯罪 一六、性欲ト少年犯罪 一七、特殊ノ嗜好ト少年犯罪 一八、少年犯罪者ト飲酒及喫煙 一九、再犯ト動機 二〇、出監時悔後ノ状態ト出獄後ノ状況 二一、出獄後ノ保護ト其ノ成績	一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、精神状態ト犯罪 四、身体状態ト犯罪 五、既往症ト犯罪 六、犯罪系統 七、境遇ト犯罪 八、家庭ト犯罪 九、教育ト犯罪 一〇、交友ト犯罪 一一、風俗習慣ト犯罪 一二、少年ノ上京ト犯罪 一三、犯罪ノ季節ト犯罪地 一四、少年犯罪者ト職業 一五、受刑前ノ行状ト犯罪 一六、性欲ト少年犯罪 一七、特殊ノ嗜好ト少年犯罪 一八、少年犯罪者ト飲酒及喫煙 一九、再犯ト動機 二〇、出監時悔後ノ状態ト出獄後ノ状況 二一、出獄後ノ保護ト其ノ成績	一、生育ト犯罪 二、罪質ト性質及犯由 三、精神状態ト犯罪 四、身体状態ト犯罪 五、既往症ト犯罪 六、犯罪系統 七、境遇ト犯罪 八、家庭ト犯罪 九、教育ト犯罪 一〇、交友ト犯罪 一一、風俗習慣ト犯罪 一二、少年ノ上京ト犯罪 一三、犯罪ノ季節ト犯罪地 一四、少年犯罪者ト職業 一五、受刑前ノ行状ト犯罪 一六、性欲ト少年犯罪 一七、特殊ノ嗜好ト少年犯罪 一八、少年犯罪者ト飲酒及喫煙 一九、再犯ト動機 二〇、出監時悔後ノ状態ト出獄後ノ状況 二一、出獄後ノ保護ト其ノ成績
	「精神状態5分類」 「普通者」「精神低格者」「癡愚者」「白癡者」「精神病者」を標準とする。	虐待等による頭部外傷と精神状態との関連について。	「低能者」学級の廃止。各科目教授時数表から低能者の項目削除。
	「低能者」中間者「普通者」の分類・範囲を明記する。	精神状態(普通・低格・癡愚)と両親の遺伝素因との関係に言及する。	
	「低能者」の監房配置は「類別主義ヲ採ラズ優良者中ニ散居」させる方針を取る。		
第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究	第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究	第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究	第三、少年受刑者ニ関スル特殊研究
一、少年受刑者ノ階級処遇実施状況一斑 二、少年受刑者ノ心理状態ニ就テ 三、少年受刑者ト宗教 四、少年受刑者ト学科ノ好忌 五、低能少年犯罪者ノ一斑 六、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 七、不良少年団ニ就テ (新項目)	一、少年受刑者ノ階級処遇実施状況一斑 二、少年受刑者ノ心理状態ニ就テ 三、少年受刑者ト宗教 四、少年受刑者ト学科ノ好忌 五、低能少年犯罪者ノ一斑 六、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 七、不良少年団ニ関する研究報告 八、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 九、盗癖ニ関スル研究 (新項目) 十、買喰癖ニ関スル研究 (新項目)	一、少年受刑者ノ階級処遇実施状況一斑 二、少年受刑者ノ心理状態ニ就テ 三、少年受刑者ト宗教 四、少年受刑者ト学科ノ好忌 五、低能少年犯罪者ノ一斑 六、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 七、不良少年団ニ関する研究報告 八、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 九、盗癖ニ関スル研究 (新項目) 十、買喰癖ニ関スル研究 (新項目)	一、少年受刑者ノ階級処遇実施状況一斑 二、少年受刑者ノ心理状態ニ就テ 三、少年受刑者ト宗教 四、少年受刑者ト学科ノ好忌 五、低能少年犯罪者ノ一斑 六、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 七、不良少年団ニ関する研究報告 八、息心調和法施行ニ於ケル状況概要 (新項目) 九、盗癖ニ関スル研究 (新項目) 十、買喰癖ニ関スル研究 (新項目)
	「低能者・中間者・精神低格者」には房内における拂拭掃除物品整理等の職を重視する。	浮浪少年には「精神低格者」が著しく多いと述べる。	
	「息心調和法」の原因の一つとして精神状態の異常(「低能」「低格者」)を挙げる。		
附録	附録	附録	附録
川越分監沿革小誌 川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他 600	川越分監沿革小誌 川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他 550	川越分監沿革小誌 川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他 573	川越分監沿革小誌 川越分監少年受刑者教育及処遇規程其他 573
・川越分監少年受刑者個性調査小票様式及ビ取扱例 (大正6年5月典獄達示第6号) ・「ビネー」及「シモン」式及び三田谷トクトル式によリ智力測定法を採用		・(武蔵野学院附院)	

ていたことがうかがわれる。

統計項目の変遷に関して付け加えるならば、いくつもの項目における名称変更を挙げることができる。一つには「低能者」から「低能少年犯罪者」への変更であり、二つ目には、「心的状態ト犯罪」から「精神状態ト犯罪」への変更、さらに「体的状態ト犯罪」から「身体状態ト犯罪」への変更である。記述内容に立ち入ってみてみれば、「低能児」から「低能者」へ、あるいは、「精神薄弱者」の文言の登場等、呼称はさまざまに変化していることに気が付く。こうした変化は対象認識に関する何らかの切り替えが生じていることを示し、いかなる契機・要因が影響したのかに注意を向ける必要がある<sup>11)</sup>。

### (3) 知的障害者への介入処遇の展開

次に、知的障害者に関する具体的な記述から分監関係者の認識の変容を検討していく。本研究では、知的障害者に関して記述のあった8項目(1-教育、2-罪質・性質・犯由、3-精神状態、4-身体状態、5-既往症、6-犯罪系統、7-階級処遇、8-怠惰・浮浪)のうち、「教育」を取り上げる。少年監獄の主たる機能は、犯罪少年に対する「教育・矯正」の遂行であり、まず教育施策の有り様に着目することで、知的障害者の顕在化に関する具体的な様相が把握できると考える。また「低能者特殊研究」の内容を整理し、この研究結果が低能者処遇に与えた影響についても併せて考察する。

#### 1) 「教育二関スル項目」—知的障害者への介入処遇の契機

先述した通り、浦和監獄川越分監において、知的障害者に関する最初の記述がなされたのは、1912年の『統計及処遇一斑』においてである。具体的には「六、教育二関スル事項」の、「本年度出監者中再入者調査表」の解説文中にみられる。

処遇研究が幅広くなされる中で、「低能者」に関する表記が、「教育」に関わる分野から立ち現れてきたということは重要である。なぜなら、分監関係者がどのような観点から低能者を識別していったのかという問いへの手掛かりとなると同時に、教育という取りくみが「低能者」への処遇指針を左右する重要な位置づけにあったことが推察されるからである<sup>12)</sup>。したがって、まず教育施策がどのように展開されたのかを時系列に整理していく作業が求められると考える。

#### 2) 「本年度出監者中再入者調査表」における記述

「本年度出監者中再入者調査表」は、1912年に  
出監した者のうち、再犯・再入監となった者を初犯と累犯に分け、さらに出監した年の学年ごとに仕分けて人数集計したものである。同調査票は、「如何なる者か最も再犯に陥り易きかを窺ひ見るを得へし」と課題を問うた後に、次の一文が記されている。それは「精神状態より観察する時は再入者中低能者七、中間者九、計十六なり即ち再入者の百分の四三、強に当る之れに依て見れば心身發育の不全なるは再犯に陥る一因として見るを得へし」(浦和監獄1913:32)という一文である。これに続けて「累犯の再入者十四人中に習癖と認むべきもの九人精神低格者九人なるを見る即ち累犯にして更に再入する如きものは殆んど普通者と認め難きものならんか」(同上)との記載もみられる。ここからは、分監関係者が累犯・再入監という課題を重視し、その原因を教育の状況と関わらせて解明しようとした結果、「低能者」の存在が見出されていったことが推察される。また「九、教育ノ欠陥」の項には、「彼等の在学中に於ける状態の調査」から、「僅かに尋常一、二学年を修めたるものにして数年間廢学せるものなれば殆んど無学に等しく年齢に比し甚しく常識の欠乏せるもの」(同上62)が存在しており、彼等は、「学力劣等操行修まらず中には数回不合格の上辛ふじ



て義務教育を了したる」状態であることが記されている。さらに、「虚言、盗癖、狡猾、奸智、強情にして常に朋友に指弾せられし」等の「欠陥」があり、「今後教育の完美ならしむる」ために、「特殊の教育」を講じていく必要のあることが強調されている。

これらの記述から、累犯・再入問題がひとつの契機となり、1912年には「低能者」「中間者」に関する一定の認識がなされたこと。その一方で「身上書」の作成を通じて、出身尋常小学校等の教育機関との連携があったことが読みとれる。すなわち、知的障害者に関する情報が、「学力」「発育」「年齢」「常識」などの教育的視点とともにもたらされ、「低能者」への処遇指針を決定していく起点となっていたことが推測される。また、「教育ニ関スル項目」では、「低能者」ではなく「低能児」という呼称が用いられているところからも、「教育的な見地」の優勢さが垣間見える。

### 3) 知的障害者への教育処遇の概要

では、知的障害者に対する「特殊な教育」はどのように遂行されたのだろうか。以下では、その

具体的な経過について述べていく。

1912年統計書において、川越分監関係者は、「低能者」への「教育の完美ならしむる」と明記し、「独立独行の人たらしめ」ることの柱に教育を据えることを表明した。これを受けて、1914年統計書には、「四月学期始めに当り学級編成を改め普通学級を行ふべき学級以外に低能児の為に特別教授を行ひ（略）結果として学科教授配当時数表数を改正」（浦和監獄1915：17）したことが記されている。このことは、同年、「川越分監少年受刑者教育及処遇規程」が改正され、その第6条に「低能者には普通教授の外特別授業を行い」という一文が付け加えられたことと連動している。ここでいう「普通教授」とは、各学年ごとに、毎日2～3時間の学科授業を課したもので、「低能児」はこの2～3時間以外にも特別な授業がなされたということになる。

1914年統計表の「各教科目教授時数表」には、前掲第6条の文言に則り、各学年欄には、「尋常四年以下」「尋常五、六年」、「高等科以上」、「特殊科」に並んで「低能児」の欄が新たに付け加え

表2 各教科目教授時数表

	1914年 (大正3)		1915年 (大正4)		1916年 (大正5)		1917年 (大正6)		1918年 (大正7)		1919年 (大正8)		1920年 (大正9)	
	低能児	尋常第 四学年 以下	低能児	尋常第 四学年 以下 (丙級)	低能児	尋常第 四学年 以下 (丙級)	低能児	尋常第 四学年 以下 (丙級)	低能者	尋常第 四学年 以下 (丙級)	低能者	尋常第 四学年 以下 (丙級)	低能者 -項目 削除	尋常第 四学年 以下 (丙級)
修身	168	135	130	80	150	100	108	99	50	100	50	99	-	100
読方	205	138	172	80	199	100	109	99	50	99	50	99	-	100
綴方	50	50	43	-	50	-	69	-	25	-	25	-	-	-
書方	130	90	129	-	148	-	69	-	25	-	25	-	-	-
算術	208	146	172	80	199	101	109	100	50	100	50	100	-	100
体操	268	268	407	513	452	602	384	594	99	598	98	596	-	600
地理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
歴史	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,029	827	1,053	753	1,198	903	848	892	299	897	298	894	-	900

※ 比較のために、尋常四学年以下（丙級）の時数も併記した。

※ 出典：浦和監獄（1915-1921）を参照して筆者が作成

られていることがみてとれる。この「各教科目教授時数表」に記された、「低能児特別教授」の時数を時系列に整理したものが表2である。この表からは、「低能児（1918年からは「低能者」に改称 ※ 筆者記）の為の特別教授」が、1914年にスタートし、1916年にもっとも多くの時間が割り当てられたことが分かる。1日に換算すると、約3.5時間にあたり<sup>13)</sup>、このことを、監内で最も初級のクラスである「尋常四学年以下」と較べると、当時「低能児」への教育がいかに重視されたかをうかがうことができる。しかしながら、翌年1917年以降、「低能児特別教授」時数は減少に向かい、1920年には表から削除されている。すなわち、「特別教授」の廃止である。とりわけ、大きな変化が認められるのは1918年で、前年の約3分の1、ピーク時であった1916年の約4分の1にまで縮小されている。

この表からは、1917年を境になんらかの方針変更がなされ、「教育の欠陥」を補うとして積極的に推進された初期の方向性が切り替えられたことが読みとれる。こうした「低能児時数」の推移は、知的障害者への教育的アプローチの変遷を物語るが、次にはこうした処遇方針の決定や変更がどのように検討されてきたのかを探っていくことが求められる。つまり、行刑を目的とした施設において、分監関係者が知的障害者への教育的介入をどのように「総括」し、次にどのような「介入」方法を採用したのか、を検討する必要があると考える。そこで重要な研究対象となるのが「第三、少年受刑者二関スル特殊研究」で取り上げられている「低能者」研究である（表3参照）。「低能者」研究は、1914年から1917年までの4年間、さまざまな要素に言及して「低能者」に関する「実験」と「観察」をすすめ、その結果から一定の考察と結論を導き出している。教育処遇との関連をふまえながらこの研究の内容を整理していく。

#### (4) 「第三、少年受刑者二関スル特殊研究」における「低能者」に関する記述

##### 1) 「低能者」研究の目的と方法

「低能者」研究の冒頭には当該研究の目的について、次のように記されている。「世上憐れむべき者に対しては愛を加ふべく憎むべき者には以て威を加ふべきは理に然るべきを知る然るに此等児童の如く憐むべきものにして憎むべき害毒を流して顧みらなき者に対しては如何なる処遇の下に之を導き如何にして刑の執行を有効ならしむるか」（1914年『低能者教育』）、「境遇及性格に於ては実に可憐の情禁する能はざる所あるも其犯罪事実に於ては恐るべく忌むべく憎むべきもの」（1915年『低能者実験ノ一部』）。この記述からは、「低能者」が「憐むべきものにして憎むべきもの」という二つの異なる性質をもつものとして認識されていることがわかる。ここで「憎むべき」とは犯罪事由であり、「憐むべき」とは、「幼時に於て両親離散一家放浪の不幸中に生育」（1915年）といった環境的事象とみなされ、こうした「低能者」への認識が「如何にして刑の執行を有効ならしむるか」という研究目標の出発点となったことが読みとれる。

また、「特殊研究」は、「生育地警察署、役場、学校等に就き能ふ限り其血族関係及個性の既往事実の調査を依頼し其答報を蒐集」（浦和監獄1915：282）したと記され、実態の把握に重点が置かれていたことが見てとれる。調査項目としては、罪質・刑期・体格・生育・幼児状態・血族・職業・犯罪動機・頭顔容貌・感覚・智力・観察・情意・異常などが挙げられ、ここにはいわばケースワークの原型ともいえるべき構成が見いだされる。

個々人の実態調査を重視する手法は、前述山本教師の関わった「川越児童保護学校」時代にその基礎がつくられ、「先進川越」の伝統として継続

されてきた経緯があり、「個人の心身事実の状態」「調査したる挙示する事実により」等の文言からは、観念や抽象ではなく実態を重視する分監関係者の意向が示されている。

## 2) 「低能者」研究の進展

「低能者」研究には、調査・観察・検査・実験の4つの方法が用いられたが、以下では調査と観察の概要を整理する。

一つ目の「調査」は、「身上調査」と「特別調査」の二つに分けられる。まず「身上調査」に関しては、一般在監者にも用いる名籍原簿や成績評価の諸帳簿とは別に、「低能者身上一覧」という独自の様式が作成されている。「低能者身上一覧」は、1914年に10項目（生育・学歴・業歴・犯時の境遇・家庭・罪質・刑期・犯由・性質・番号・生年）を設けているが、1916年には身体状態、精神状態、境遇関係、犯罪、在監時及出監後の5つの篇目に整理され、その下に26の項目が配さ

れるに至っている。新設された項目は、「遺伝・生産・生後ノ疾病・体格・栄養・言語・動作・智識発達ノ程度・情意・偏癖・特殊教育を受けし期間・出獄後の状態」の12項目である。この内容からは、「低能者」の実態をさらに詳しく説明する情報が追加されるとともに、状態の由来や既往を探る情報へと関心が変化していることが読みとれる。

他方で、「特別調査」に関しては、1915年に、「低能者精神状態特別調査事項」(61項目)と「遺伝関係及び本人の経歴事項調査事項」(19項目)が取り組まれている。この調査の目的は、「此等欠陥の起因及肉体上の変化特徴及主なる血族関係に幼時の状態疾病等を調査」と説明されており、ここでも、調査の目的が「原因」の追究へと変化してきていることがわかる。これらの調査に共通しているのは、「遺伝」(とくに「精神病」と「大酒家」)への着目であるが、1916年の調査に

表3 「低能者」研究における記述項目

	1914(大正3)年	1915(大正4)年	1916(大正5)年	1917(大正6)年
表題	『低能者教育』	『低能者実験ノ一部』	『低能少年犯罪者ノ一班』	『低能少年犯罪者ノ一班』
頁数	31ページ	46ページ	58ページ	41ページ
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎低能者身上一覧(13人)</li> <li>◎精神状態ノ観察                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一、自然観察</li> <li>二、機械によりての観察</li> </ul> </li> <li>&lt;低能児試験器&gt;、試験ノ判定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>一、観念に就ての実験一答案の概要</li> <li>二、観察力の実験</li> </ul> </li> <li>1. 図画(記号)30秒間観察・問い一結果</li> <li>2. 絵書観察・問い一結果</li> <li>3. 人物描画一年齢に対する氏名筆記・描画の評価</li> <li>◎彼等の情意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎低能者精神状態特別調査要項</li> <li>◎遺伝関係及び本人の経歴事項調査</li> <li>◎本人写真・習字・描画、身体及び精神状態等調査書14名分</li> <li>◎低能者と異常発育及罪質、犯由との関係(表)</li> <li>◎低能者血族と罪質及犯由との関係(表)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎低能者身上一覧27名(表)</li> <li>◎本人写真・習字・描画、身体及び心身状態等調査書5名分</li> <li>(イ)低能者の識別                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)調査法</li> <li>(二)観察法(自然的観察、絵書若くは実物を用ひて観察すること、機械を用ひて観察すること)</li> </ul> </li> <li>(ロ)智力検査法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)問答法の実験</li> <li>(二)器械を用ひての実験</li> </ul> </li> <li>&lt;低能児試験器&gt;試験器の説明及方法・判定</li> <li>(ハ)低能少年犯罪者教育の方針</li> <li>(ニ)訓育の標準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(イ)低能者ノ識別                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)調査法</li> <li>(二)観察法(自然的観察、楷書若くは実物を用ひて観察すること、機械を用ひて観察すること)</li> </ul> </li> <li>(ロ)智力検査法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(一)問答法の実験</li> <li>(二)器械を用ひての実験</li> </ul> </li> <li>&lt;低能児試験器&gt;試験器の説明及方法・判定</li> <li>◎テスト一覧表 (「三田谷ドクトル学齡兒童智力検査法とビネ・シモン智力測定法を樹附」)</li> <li>(ハ)低能少年犯罪者教育ノ方針</li> <li>(ニ)訓育の標準</li> </ul>

出典：浦和監獄(1915 - 1918)を参考に筆者が作成

は、「低能者の鑑別」という標題が付され、「低能者」調査は「低能者」の識別・選別へと目的が明確にされたことが看取される。また、1917年5月には典獄達示第6号が發布され、「川越分監少年受刑者個性調査小票様式及び取扱例」が制定された。収容者全体を対象とするこの調査小票の項目には、「精神状態－普通・痴愚・白痴・精神低格・精神病」、遺伝事項－「精神病・白痴・低能・異常気質」が組み込まれており、「低能者」に関する調査項目がある程度定式化され、「低能者」調査自体が特別なものではなくなってきたことが推察される。

二つ目は、「観察」による「低能者」研究である。観察方法は、「自然的観察」と「機械による観察」の二つに分けられ、まず「自然的観察」は、「彼等に何等の注意をあたへず何等気付かざる間に於て観察する」ことと説明されている。教場への出入り、姿勢、拳止動作、発音、筋肉の緊張などが観察の要点として挙げられ、「精神作用と一致した状態であること、「一弛一緊張」「極端ヨリ極端」といった「二面的」な特徴があることが記されている。「自然的観察」は1916年には、「身体方面の異常」、「精神方面の異常現象」に2分類されている。

もう一方の「機械による観察」とは、「低能児試験器」を用いた方法である。その目的について、「彼等是如何なる程度の低能児なるかを知らんか為め調査を為せり」（1914年）と記されている。「低能児試験器」は、被験者に、第一問から第六問までの設問に答えさせる形式をとり、何番目の試験問題を通過したかによって、「精神低能の高度なるもの」「低能中の中等」「軽度の低能者」「精神能力普通」のいずれかの「判定」をおこなうものである。試験用具として、色の異なる玉5個・立方体5個・円錐体3個・並行面体2個を準備し、第3問までは、「汝が今取りたる玉はどれ

か」「これと同一のものを机の上の木片より選り抜くへし」などと質問して、いずれかの方を選ばせる方法であるが、第4問以降は、「同形のもの」「何個」「最も大なる」「最も遠き」「何れが重き」などの抽象的な問いが発せられ、さらに図形を書かせたり理由を述べさせたりするなどの口頭試験が加わる。

「低能児試験器」を使った観察は、1916年には、「智力検査法」という項目名に変更され、さらに1917年には「仏人『ビネー』及『シモン』二氏の考察に係る智力測定法と尚ほ三田谷ドクトルの学齡児童智力検査法とを斟酌」（浦和監獄1917：512）した「テスト」へと進展している<sup>14)</sup>。この「テスト（表）」は、ヨコ罫に年齢（5歳～10歳）、タテ罫に各年齢に応じた5つの設問を配し、朝と夜、板と硝子などの違いを求めるものから、正方形・菱形などの形の理解、左右・前後、時間観念や常識を験すもの、計数等を組み合わせたものである。すなわちこの「テスト」の特徴は、これまでの検査が「低能」の高度・中等・軽度といった「状態」「程度」を判定したものから、年齢を基準とした成長・発達「到達度」を判定するものへと質的に変化させた点にある。これによって判定結果は、「低能の強度なる者3人」といった表記から、「普通児の8歳に相当せる者2人、7歳に相当せる者4人・・・」へと変化した。この「テスト」の登場によって、川越分監における「低能」判定は、「年齢」という共通の指針の下に共有化されたことが推察されるのである。

#### (5) 「低能者」研究の結果と教育処遇の変容

1914年から1917年にかけて、川越分監では、上述のような方法を用いて「低能者」研究が行われた。では、研究の結果、知的障害者への認識はどのように変化し、どのような処遇方針が選択されていったのだろうか。

1914年の「低能者」研究では、「観察力練習」の効果について述べられている。観察力は「児童の能力により優劣の差」があるが、「練習により漸次上達するものなり」と結論づけ、さらに、観察力は「発達上善影響を促」し、「低能児教育中最も須要の事の一に位する」と強調されている。それを裏付けるように、1914年には「川越分監少年受刑者教育及処遇規程」が改正され、その第6条に「低能者には普通授業の外特別教授を行ふ」の一文が付け加えられた。すなわち、「低能者特別教授」と観察力などの訓練によって、「低能者」が、「消極的に反社会的の不良児とならざる様」「進んでは積極的に独立生活をなし得る」ことが期待されたのである。翌年、「低能者特別教授」時数はさらに増やされるが、特に「惰性を矯正す可く」体操教授に力が入れられ、時数は前年の268時間から407時間に増やされている。こうした中で、「特殊教育を受けつつある者の中には漸次智能発達し一般の個性に変化を来しつつある」といった「成果」も報告されている。その一方で、「生来性の低能者」「非生来性のもの」、「其程度の強きもの」「其程度の低き者」、或いは「後天的の低能者」などの文言の登場がみられる。こうした表現は、「教化」の可能性という点から述べられ、「低能者」が2つの性質に区別されて認識され始めていることがわかる。また、「低能者精神状態特別調査」「遺伝関係及ヒ本人ノ経歴事項」などの調査が実行され、「遺伝関係の事項中最も著目せらるべきは・・・父に大酒家多きこと酒家の子に低能児出ず」などとして、「遺伝」を原因とする言及が見いだされるようになる。

1916年は、「低能者特別教育時数」が最も多く割り当てられた年であるが、知的障害者に対する認識の変更とともに処遇方針が大きく転換された年でもあった。一つには、「低能少年受刑者の智能は・・・十八九歳にして七八歳の児童に等しき程

度」と述べられているように、知的障害者の状態を年齢との関連から判定した点。二つ目には、これに対応するように、「身体は之れを訓練するときは・・・低度相応の活力を支え得る」といった身体体力への期待がされたこと。三つ目には、「身体体力」の活用を受けて、農夫・職工・労働者など「精神的事業」によらない職業による「自活」が掲げられたこと、そして四つ目には、「常人に近づき」「低級ながらも常人と伍して」「社会に順応していく」方向が示されたことである。

これに付随して教育方法は、「身体作法を反復練習」し、「徳性涵養の目的を達し得る」ことを目標に、体操、作業、手工、農耕が督励され、「理論的事柄は全然之れを省き能ふ限り直覚的教授の方法を採り作業と日常生活上の事柄を連結せしめ身体と精神との練習を増進せしむること」が導き出された。さらに、四つ目の目標である「社会順応」のための6つの徳育訓練- 1) 紀律遵守に就いての訓練、2) 清潔整頓に就いての訓練、3) 礼譲についての訓練、4) 共同一致と同情心の訓練、5) 虚偽の矯正、6) 賞罰に就て、が定められたのである。このように1916年を境に、学科教育から実業訓練への転換と徳性涵養に比重が移された結果、学科教育である「低能者特別教育」は縮小されたものとみなされる。

他方で、『受刑者ノ統計』「六、教育ニ関スル事項」には「低能者特別教授」の減少に関して、別の事情も記されている。すなわち「作業の種類増加拡張及戒護検束等により特殊教授の複雑を来せると低能者盲目者の為に特別教授を授くる等学級の編成上困難尠からざりし」(1916年)、「低能者の教育は其心労に比例するの実益なきのみならず普通者の進歩を妨げ低能者に対して無意味に時間を費すの嫌ある」(1917年)、「殊に本年は聾啞者三名の入監者ありたるを以て其教授には一層の困難を感じたる」(1919年)などである。以上か

らは、1916年以降、施設運営上の理由から特別学級の継続が難しくなってきたこと、その一方で低能者の教育の成果が上がらず、さらに「低能者」は普通者の「進歩」を阻害する者といった認識が広がっていることがうかがえる。

また、1917年は「三田谷式学齢児童智力検査法」の導入があり、1918年には従来の「普通者」「低能者」「中間者」の3分類から「普通者、精神低格者、癡愚者、白癡者及精神病者の五に分類」（浦和監獄1918：93）変更がおこなわれている。その理由については、「精神病学上の厳格なる分類に従はしめば少年受刑者は病的範囲に属するもの甚だ多数」（「三。精神状態ト犯罪」）（同上）と記され、この時期に精神病学に則った識別方法への切り替えがおこなわれたことが読みとれる。こうした精神病学の行刑施策への接近が、知的障害者への対応の方向性に何らかの影響を及ぼしたことも推察される。

## 8. 考察と結論

以上、本研究では、浦和監獄川越分監における知的障害者への教育処遇の経過と背景について分監発行の統計書を用いて整理した。これまでの検討をふまえ、いくつかの考察をおこなう。

一つ目は、「知的障害（者）」というカテゴリーの形成は、福祉実践の歴史的な展開に包摂され、規定されながら進展してきたのではないかという知見である。上述したように、知的障害者への介入処遇は、浮浪・犯罪少年に対する独自の保護と教育という、「福祉的」実践を経る中から着手されたことが分かった。さらにこの事象を遡れば、浮浪・犯罪少年の成人囚からの「分離」は、「懲治場」という「福祉的」刑事施設の限界性を契機として遂行されたものである。すなわち、知的障害（者）のカテゴリー形成とは、福祉実践の連続した経緯の中に包摂された形で存在し、それぞれ

の時代における福祉実践の機能・役割に応じながら進捗してきたのではないかという仮説である。ここでいう、「福祉的」とは、『人びとの福祉』と『社会秩序や社会目的』の双方に目的」（岩田ら2013:96）をおいた両義的な対応という意味で用いている。なぜなら当時、生活窮乏と浮浪・犯罪は「密接な境域」<sup>15)</sup> にあって、その最底辺に対応していたのが監獄であったと考えるからである。

二つ目は、「知的障害者」のカテゴリー形成というテーマと関わって、明治40年代～大正期という時期の研究上の重要性についてである。この時期は、上述したように「知的障害者」への様々なアプローチが混沌・錯綜している時期であり、その一方で、行刑領域だけではなく、「知的障害者」への社会的・組織的な関わりの必要性が提起されていく時期でもあった。たとえば、1908年内務省主催「感化事業講習会」、1911年文部省による障害児調査、1918年東京都「児童鑑別委員会」設置などである。このことから、20世紀初頭、すなわち今からちょうど100年前という時期は、「知的障害者」というカテゴリーが社会に出現していく時期とみなされ、社会的・政治的な情勢の変化が「知的障害者」の出現を促していったのか、さらに包括的に考察する必要があるのではないかと考えた。

以上の検討から、本研究の結論を述べる。川越分監では、知的障害者の累犯・再入監に関わる課題が重視され、「教育の欠陥を補う」目的をもって、1914年「低能者特別教授」が開始された。しかしながら、「特別教授」は、開始から7年後の1920年には廃止されるという経過をたどった。「低能者特別教授」に代わって取り組まれたのは、「社会に順応」していく為に必要な「身体鍛錬」「作業督励」「徳育訓練」であった。こうした方針転換の背景には、知的障害者の「鑑別」方法の進

展に伴った知的障害者観の変化や「低能児」教育の「不結果」、さらには施設運営上の理由による特別学級編成上の困難、などが存在した。

本研究の限界として史料批判の不十分さが挙げられる。他の少年監獄の史資料を参照し、少年行刑全体の動きを確認する中から川越分監の経緯を検証していく必要がある。また、監獄協会雑誌、埼玉教育雑誌、新聞・郷土詩誌等民間資料を幅広く蒐集し、官公資料の限界性を補完していく作業が不可欠である。

## 註

- 1) 2011「障害者基本法」改定、2013「障害者総合支援法」施行による。
- 2) 岩崎(2006)、寺本(2001)参照
- 3) これらは知的障害者をさす歴史的な用語である。
- 4) 1907年に刑法が改正され、第41条に「十四歳ニ満タサル者ノ行為ハ之ヲ罰セズ」と規定されたことから、収容年齢区分を「18歳未満」とする少年監獄として再編成された。
- 5) 「個性研究」とは、少年が犯罪に結びつく諸要因を、収容者の心身の状態や家庭環境、就学の状況、風俗習慣及び「特殊の嗜好」等社会的な事象にかかわる要素を抽出して調査したものである。
- 6) 『受刑者ノ統計』「六、教育に関する事項」「入出監人員学年別」年末現在人員を参照した。
- 7) 明治45年大正元年の統計書には発行年が記されていないが、他の統計書との整合性を鑑み、便宜的に1913年と記すこととした。
- 8) 『日本監獄教誨史上篇』(真宗本願寺派本願寺、真宗大谷派本願寺編1927)矯正協会編『少年矯正の歴史的展開』(1984)、重松一義『少年教戒教育史』(1976)にも「低能者」処遇に関する記述がある。
- 9) 幼年監では1903年から収容児童の調査が始められているが、山本は『生徒統計表』『保護児童の研究』(進藤1907:44)の編纂にも関わっている。また、「低能児特殊研究」中の少年囚が書いた文章の中に山本教師の名前が見出せることから、山本が引き続き教師の職にあったことが確認できる。
- 10) 「少年受刑者ノ階級処遇実施状況一斑」、「少年受刑者ノ心理状態ニ就テ」の2項目。
- 11) 分監教師堀尾岩太郎は、「昨年監獄医を国家医学会に入学させ(略)、生理及心理の研究に力め(略)、医学博士三宅鑛一氏の依頼に係る特殊少年調査表を取調中」(浦和監獄1912b:29)と述べている。
- 12) 『川越分監少年受刑者の処遇』(浦和監獄1913b)に収蔵されている「低能児観察表」は、脇田良吉が著した『小学校に於ける成績不良児教育法』(脇田1909:96)掲載の「児童認定表」を参考に作成されたものと推察される。脇田は、京都市淳風尋常小学校訓導として、明治期末から「低能児教育」を実践した先駆者であり、分監関係者が当時の「低能児」に関する書物をいち早く参照・共有していたことが読みとれる。
- 13) 1915(大正4)年統計の「本年度教授日数三百一日」をもとに算出した。
- 14) 同年発行の『監獄協会雑誌』には、監獄行政に影響力のあった印南於菟吉が「低能者の名称使用に就て」というタイトルで、「ビネーシモン法」の智力測定法を推奨する論考を寄せている。
- 15) 留岡幸助は「浮浪徒と失業者」(1910)の中で、失業者は浮浪徒へ、浮浪徒は犯罪者へと「密接な境域を為し相互領域を混同する」と述べている。

## 文献

- 岩崎晋也(2006)『「障害者」の『自立』を支援することの意義は何か 社会福祉の存在意義を問う』『現代福祉研究』(法政大学)6:57-79。
- 岩田正美・上野谷加代子・藤村正之(2013)『社会福祉

- 入門 [改訂版] 有斐閣
- 公益財団法人矯正協会 (1978) 『少年近世行刑史稿 (下)』  
矯正協会。
- 公益財団法人矯正協会 (1984) 『少年矯正の歴史的展開』  
矯正協会。
- 児島三郎 (1921) 「岩国分監の過去及現在」『監獄協会  
雑誌』 34 (4) : 68-75。
- 生江孝之 (1947) 「我国児童保護事業の発展過程とその  
動向其の二」『社会事業』 (全国社会福祉協議会)  
30 (6-7) : 15-20。
- 小河滋次郎 (1903) 「監獄の分類に対する所感を述べて  
幼年囚の所遇に関する立法、司法及び行刑上の希  
望に及ぶ」『監獄教会雑誌』 16 (2) : 18-29。
- 進藤正直 (1907) 「川越児童保護学校」『監獄協会雑誌』  
20 (1) 44-51。
- 田端光美 (1985) 「解題」『戦前期社会事業史料集成』  
社会福祉調査研究会 4 日本図書センター。
- 寺本見久 (2001) 「『低能』概念の発生と『低能児』施  
設 - 明治・大正期における」『年報社会学論集』  
(関東社会学会) 14 : 15-26。
- 浦和監獄 (1913a) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』 (明  
治 45 年大正元年)
- 浦和監獄 (1913b) 『川越分監少年受刑者の処遇 [三浦貢  
講述]』
- 浦和監獄 (1915) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』
- 浦和監獄 (1916) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑』
- 浦和監獄 (1917) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑 (第五  
回)』
- 浦和監獄 (1918) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑 (第六  
回)』
- 浦和監獄 (1919) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑 (第七  
回)』
- 浦和監獄 (1920) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑 (第八  
回)』
- 浦和監獄 (1921) 『少年受刑者ノ統計及処遇一斑 (第九  
回)』
- 脇田良吉 (1909) 『小学校に於ける成績不良児教育法』  
修学堂
- 山田明 (1985) 「感化教育における精神薄弱者処遇前史」  
津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・ほか編 『障害者教  
育史』 川島書店。165-171。
- 山田明 (1987) 「近代期少年保護教育における精神薄弱  
児問題: 川越少年刑務所における精神薄弱児教育」  
『日本教育学会大会研究発表要項』 46。
- 山田明 (2009) 『戦前知的障害者施設の経営と実践の研  
究』 学術出版会。
- 山崎由可里 (1996) 「感化教育における障害児問題の顕  
在化と展開に関する研究 (1) - 感化法制定から  
国立感化院設置まで -」『名古屋大学教育学部紀  
要』 43 (1) : 149-159。



## Abstract

The purpose of this study is to consider the transition of education treatment for persons with intellectual disabilities in the Kawagoe branch of Urawa Prison in the Meiji-Taisho era. This study examined the period from 1909 to 1922 mainly reviewing the statistics reports edited by Urawa Prison.

This study has clarified following 2 points: 1) In 1914, “the special education for intellectually disabled persons” started aiming to “make up for the defect of education” as the Kawagoe branch put emphasis on the problem of re-imprisonment of those persons. However, “the special education” was abolished in 1920. 2) Other trainings helping them to achieve “the adaptation to the society”, such as “physical training”, “work encouragement”, and “moral education training”, were conducted instead of “the special education”.

In the background of such policy switch, there were the changes of the view on intellectually disabled persons with the progress of the “classification” method, or difficulties to organize the special classes.

Keywords: mentally-handicapped persons, juvenile prison, intervention treatment

